

令和8年1月19日

魚沼市議会議長 志田 貢 様

議会運営委員会  
委員長 本田 篤

### 議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

#### 記

- 1 調査事件名 (1) 令和8年第1回魚沼市議会定例会について  
(2) その他

- 2 調査の経過 1月19日、委員会を開催し、上記案件について協議した。

令和8年第1回魚沼市議会定例会の日程について、招集期日は市長提案のとおり2月18日とし、会期は3月25日までの36日間とした。

審議予定については、別紙「令和8年第1回魚沼市議会定例会会期及び審議の予定表」のとおりとした。

一般質問の取扱いについては、別紙「令和8年第1回(2月)定例会一般質問の取扱いについて」のとおりとし、通告期限は2月26日正午とし、通告書は簡潔に記載することとした。

その他で、魚沼市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正(案)について及び魚沼市議会の個人情報保護に関する条例施行規程の一部改正について協議した。

執行部から、新年度予算案の報道発表について及び衆議院解散に伴う総選挙の関連費用について申し出があり、これを了承した。

議員への連絡方法及びサイバーセキュリティを確保するための方針の策定について説明を受けた。

# 議会運営委員会会議録

## 1 調査事件

### (1) 令和8年第1回魚沼市議会定例会について

- (1) 招集期日
- (2) 会期及び会議予定について
- (3) 一般質問について
- (4) その他

### (2) その他

- (1) 魚沼市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について
- (2) 魚沼市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正について
- (3) その他

2 日 時 令和8年1月19日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 佐藤卓摩、星 直樹、浅井宏昭、星野みゆき、大桃俊彦、関矢孝夫、  
本田 篤、(志田 貢議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 内田市長、桑原総務政策部長

7 書 記 坂大議会事務局長、椛澤議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10:00)

本田委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。  
これより議事に入ります。

### (1) 令和8年第1回魚沼市議会定例会について

#### (1) 招集期日

本田委員長 日程第1、令和8年第1回魚沼市議会定例会についてを議題といたします。(1)  
招集期日について、執行部から説明を願います。

内田市長 招集日は、2月18日でお願いしたいと思います。

本田委員長 ただいま説明のありました招集期日について、御異議ありませんか。(異議なし)

異議なしと認めます。したがって、招集期日については、説明のとおり 2 月 18 日と決定いたしました。

## (2) 会期及び会議予定について

本田委員長 (2)会期及び会議予定について、議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 それでは、0102 ファイルを御覧いただきたいと思います。会期及び会議予定につきましては、会期については 2 月 18 日から 3 月 25 日までの 36 日間、会議予定は今ほどの 0102 ファイル「令和 8 年第 1 回魚沼市議会定例会会期及び審議予定表 (案)」のとおりとさせていただきたいものであります。説明については以上です。

本田委員長 今ほどの説明について、質疑はございますでしょうか。(なし) なければ、質疑を終わりにします。

お諮りします。会期については 2 月 18 日から 3 月 25 日までの 36 日間とし、会議予定は「令和 8 年第 1 回魚沼市議会定例会会期及び審議予定表 (案)」のとおりとすることに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、会期は 2 月 18 日から 3 月 25 日までの 36 日間とし、会議予定は別紙「令和 8 年第 1 回魚沼市議会定例会会期及び審議予定表 (案)」のとおりとすることに決定いたしました。

## (3) 一般質問について

本田委員長 次に、(3)一般質問について、議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 それでは、0103 ファイルをお開きください。「令和 8 年第 1 回 (2 月) 定例会一般質問の取扱いについて (案)」について説明をさせていただきます。(資料「令和 8 年第 1 回 (2 月) 定例会一般質問の取扱いについて (案)」により説明)

本田委員長 ただいまの説明につきまして、質疑はございますでしょうか。(なし) なければ、質疑を終わりにします。

お諮りします。一般質問については、別紙「令和 8 年第 1 回 (2 月) 定例会一般質問の取扱いについて (案)」のとおり実施することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。なお、一般質問の締切り期限は、2 月 26 日、木曜日、正午となります。

## (4) その他

本田委員長 次に、(4)その他について、審議願います。皆様のほうで何かございますでしょうか。(なし) なければ、次に進めさせていただきます。

### (2) その他

#### (1) 魚沼市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

本田委員長 次に、日程第 2、その他、(1) 魚沼市議会政務活動費の交付に関する条例の一

部改正についてを議題といたします。本件につきまして、昨年の会派代表者会議で集約した令和8年度予算要望に政務活動費の増額があり、現行の月8,000円から月20,000円に増額する内容で予算要求をしたところであります。現在査定中ではありますが、この内容で決まった場合を想定して、本条例中に規定する金額を改正するものであります。坂大議会事務局長、補足説明はありますか。

坂大議会事務局長 資料がありますので、0201 ファイルを御覧ください。この3ページ目、新旧対照表がありますが、今ほど委員長から説明があったとおり月額8,000円を20,000円に改正する内容であります。説明については以上です。

本田委員長 これから質疑を行いますけれども、質疑はございますでしょうか。(なし)では、質疑は終結いたします。本件につきましては、予算案が確定した場合、令和8年第1回定例会最終日に、議会側の要望による改正であるため議会運営委員会委員長の発議により提出したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

## (2) 魚沼市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正について

本田委員長 次に、(2) 魚沼市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正についてを議題とします。坂大議会事務局長、説明をお願いいたします。

坂大議会事務局長 それでは、0202 ファイルをお開きください。本件につきましては、住民基本台帳カードの有効期限が令和7年12月28日をもって満了を迎えることから、本人確認書類として規定されている同文言を削るものです。なお、住民基本台帳カードは、平成27年12月28日に申請及び交付が廃止されており、有効期限が10年とされていたものであります。また、昨年12月に廃止された健康保険被保険者証の文言が残存していることから、同文言を第10条に規定する「加入医療保険資格情報が分かる書類」に合わせて改正するものであります。具体的には、新旧対照表を見て、3ページ以降でありますけれども、様式第1号、開示請求書、様式第10号、訂正請求書、様式第16号、利用停止請求書の様式中、請求者本人確認書類に列記する書類を現状に合わせ改正・削除するものであります。本改正は、様式の改正であり、内容を変更するものではございません。施行期日は、住民基本台帳カードの有効期限満了日の令和7年12月28日と同日とし、議長において改正させていただいたことを報告いたします。

なお、本規程による請求は、これまで実績はありませんでした。説明については以上です。

本田委員長 本件につきましては、以上とさせていただきます。

## (3) その他

- ・ 新年度予算案の報道発表について
- ・ 衆議院解散に伴う総選挙の関連費用について

本田委員長 次に、(3)その他を議題といたします。執行部から何かございますでしょうか。

桑原総務政策部長 それでは、2点お願いしたいと思っております。まず1点目でございますけれ

ども、先ほど確認いただきました審議予定表の中に記載がございます本会議2日目の2月20日でございますが、こちらの本会議終了後に新年度予算案の報道発表を行わせていただきたいと考えておりますので、その旨御承知おきいただきたいと思っております。

2点目でございます。こちらについては、本日中に高市総理大臣から発表があるかと思っておりますけれども、御案内のとおり今週1月23日に衆議院が解散し、総選挙が行われることとなる見込みとなっております。その場合に関係して、総選挙の関連費用の予算措置でございますけれども、市長専決でさせていただきたいとするものでございます。選挙の公示日、それから投開票日まで日がないといったこともございますので、この関係については市長専決でお願いしたいというものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

本田委員長 この2点につきまして、皆さんから質疑はありませんか。(なし) 本件は、以上とします。

- ・LINE WORKS (ライン ワークス) の導入について
- ・サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について

本田委員長 続きまして、議会事務局から連絡事項がございますので、坂大議会事務局長、お願いたします。

坂大議会事務局長 それでは、事務局から2点について連絡をさせていただきます。

はじめに、事務局から議員への連絡方法について、これまで届出のあったメールアドレスに事務局からメールを送信をさせていただいておりますが、昨年の防災訓練等のときに情報伝達訓練を実施しましたが、未着などの不都合が生じた事例がございました。また、事務局からもメールを御覧になったか、伝達できていたのか確認できず、議員の皆様にも不便をかけておりました。こうした不具合を解消するために、他市議会でも導入している通信方法である「LINE WORKS (ライン ワークス)」、LINE (ライン) の企業版でありますけれども、これを前倒して令和7年度予算で導入したいというものであります。年度末までに、ソフトをタブレット及び議員個人のスマートフォンにインストールさせていただきたく、よろしくお願いたします。実際、ラインワークスの利用プランとしては無料プランを利用しますけれども、タブレット等の設定に手数料の費用がかかりますので、1台大体7,000円から8,000円ぐらいで、それを22台のタブレットにインストールさせていただきたいということであります。今ほど言ったように、これについては無料で30人まで利用出来るプランでありまして、議員に配付しているタブレット18台と事務局で利用する4台と議員個人のスマートフォンにもインストール可能でありますので、対応したいと考えております。ラインワークスについては、以上であります。

次に、サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について、申し上げます。令和6年改正の地方自治法が令和8年4月1日に施行されることに伴い、同方針を策定・実施・公表する義務が議会においても発生しております。市長部局においては、市で令和4年7月に策定済みの情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準を改正して対応することとしております。議会においては、市の方針を準用し、または読み替えることにより対応したいと考えております。現在、市長部局において作業中であり、案がで

きましたら皆様にお示ししたいと思います。

事務局からの説明については、以上であります。

本田委員長　この件につきまして、皆さんから何かございますでしょうか。(なし) 本件については、説明のとおり進めることで御異議ありませんか。(異議なし) よって、そのように決定いたしました。

予定していた議事は以上になりますが、皆さんのほうから協議事項等がございますでしょうか。(なし) 本日の会議録については、委員長に一任願います。議会運営委員会はこれにて閉会いたします。

閉　　会 (10 : 12)

議会運営委員会

委員長 本田　篤